

令和8年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和8年3月24日
東京都

東京都総務局では、総合防災部において、防災訓練や防災意識の向上に向けた普及啓発等に取り組むとともに、発災時は防災関係機関等と連携しながら、応急対策を実施しています。

今回、このような業務を行うにあたって、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、即戦力として、我々とともに活躍していただける方を求めています。

本選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員、受験資格等

- (※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。
- ◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

職種	採用予定 人数	業務内容	受験資格 (求められる経験・専門性)	求められる知識 望ましい資格等	任期 (※)	職	勤務場所
事務	課長代理 4人	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間防災連絡員の統括 ・危機管理情報の収集・分析・判断 ・東京都防災X等での情報発信、SNS監視(防災Xの誤配信を含む)及び訂正に係る連絡調整対応 ・危機管理に係る各種マニュアルの整備 ・災害発生時の活動態勢の見直し ・島しょ急患搬送に係る調整 ・関連機関との連携強化・調整 ・ドローン対策事務 以上の業務を通じて、訓練の企画運営等に携わっていただく場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体や民間企業等において、東京都の課長代理級職以上に相当するポストで、一定の経験(5名以上の部下を統括した経験や業務進行管理等)が5年以上あり、かつア及びイの実務経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上(下記の別表に記載の年数以上)あること。 ア 有事の際の応急対策業務に係る実務経験 <ul style="list-style-type: none"> ・救出救助機関等での実務経験 ・危機管理に関する情報収集等初動対応業務 ・災害発生時における自治体・関係機関等との調整 ・自然災害発生時における水防活動、給水支援、物資輸送等対応 ・災害発生時における車両運行 ・ドローンによるリスクに対する危機管理対策等 イ 有事を想定した訓練の企画・調整に係る実務経験 	<ul style="list-style-type: none"> ・求められる知識 区市町村や防災関係機関等との円滑な調整力、新たな訓練の構築に向けた柔軟な発想や企画力 ・望ましい資格等 <ul style="list-style-type: none"> ア 防災危機管理者の資格 イ 防災士の資格 ウ 普通自動車を運転可能な免許 	令和8年 6月1日 から令和 11年3月 31日まで	東京都総務局防災対策課(運用担当)	東京都庁第一本庁舎9階執務室等

			<ul style="list-style-type: none">・大規模地震等を想定した訓練の企画・訓練の実施に係る自治体・関係機関等との調整 等				
--	--	--	--	--	--	--	--

- ◎ 「1 選考職種、採用予定人員等」に記載の受験資格を満たすこと。
 - ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
 - ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
 - ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
 - ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
 - ・教育公務員^{※1}
 - ・東京都職員（任期付職員^{※3}、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和8年3月31日までに任期が満了する者
- ※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。
- ※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数
	課長代理
<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4年制の大学）の卒業 	10年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業 	12年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の卒業 	14年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・中等学校の卒業 	17年以上

- 注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。
- 注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- 注3 合格通知後7営業日以内に、最終学歴や実務経験年数を確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

2 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	申込書兼履歴書、職歴等調書及び小論文による審査
-------------	-------------------------

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知書を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

3 申込手続

受付期間	令和8年3月24日（火曜日）～4月7日（火曜日）午後5時まで
申込方法	<ul style="list-style-type: none">・以下URLへアクセスし、申込書兼履歴書、職歴調書、小論文、顔写真データを受付期間中に提出先アドレスまで送付してください。・メールの件名は「総務局一般任期付職員申込」としてください。 <p><URL> <提出物> 申込書兼履歴書 職歴等調書 小論文原稿用紙 顔写真データ（jpg、3ギガバイト以内） <提出先> 総務局総務部総務課メールアドレス S0000011@section.metro.tokyo.jp</p>

- ◎ 第1次選考結果通知日から2日以内に、第1次選考の結果が届かない場合は総務局総務部総務課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を指定の様式で提出していただきます（合格通知後7営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

5 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和8年4月10日（金曜日）まで ※受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和8年4月13日（月曜日）～4月15日（水曜日）まで ※いずれかで実施 ※会場：東京都庁本庁舎を予定
第2次選考結果通知日	令和8年4月24日（金曜日）までに ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

6 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として職務に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
課長代理	10年	約381,200円

◎ この初任給は、令和8年1月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。

◎ 年次有給休暇（1年間に20日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都総務局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 12 階

【電 話】 03 (5320) 2314 (ダイヤルイン)

【総務局ホームページ】 <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp>

【交通案内】 新宿駅 (西口) から徒歩約 10 分
都庁前駅 (都営大江戸線)